

二宮町教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町教育委員会表彰規程(昭和56年教育委員会規程第4号。)以下「規程」という。)第2条、第3条及び第4条に定める表彰の基準、方法及び時期について、必要な事項を定めるものものとする。

(表彰候補者の推薦)

第2条 表彰候補者の推薦者は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 学校その他の教育機関の職員又は役員 | 学校長 |
| (2) 社会教育団体及びその構成員 | 所属団体長 |
| (3) 町立小中学校の児童・生徒 | 学校長 |
| (4) その他の対象 | 教育長 |

(推薦基準)

第3条 規程第2条各号の推薦基準は、次のとおりとし、人格、識見がともに優れた者であることを必要とする。

- (1) 規程第2条第1号に該当する者で、学校教育に関係するもの。
 - ① 個人的研究により、学術上又は教育上大きな業績をあげた者
 - ② 特別教育活動の研究に、大きな業績をあげた学校又は、その中心的役割を果たした者
 - ③ 学校運営にすぐれた成果をあげた者
 - ④ 児童・生徒で、その行いが、他の児童・生徒の模範となった者
 - ⑤ 教育委員として6年以上奉職した者
- (2) 規程第2条第1号に該当する者で社会教育に関係するもの。
 - ① 社会教育に6年以上にわたり尽力し、その功績が顕著な下記の者
 - (ア) 社会教育委員
 - (イ) 青少年指導員
 - (ウ) 文化財保護委員
 - (エ) スポーツ推進委員
 - (オ) 図書館協議会委員
 - ② 社会教育委員関係団体として民主的に運営され、かつ会員の資質の向上を図るとともに、6年以上にわたり社会教育の振興に寄与した、下記の団体及びその役員
 - (ア) スポーツ協会
 - (イ) 民俗芸能保存会連絡協議会
 - (ウ) 子ども会育成会連絡協議会
- (3) 規程第2条第2号に該当する者
 - ① 児童・生徒については、文化及び各種競技会等において県大会で3位以上

又は、関東ブロック大会以上に出場した成績をおさめた者とする。

- ② 教育行政に長年にわたり、ボランティアとして活動し、協力してくれた者
- ③ 町立小中学校及びその他の教育機関に対し、30万円（現金以外は、金員に関する。）以上の寄付を行った者。ただし、二宮町表彰条例により表彰を受けたものを除く
- ④ その他教育長が必要と認める者
（表彰の方法及び時期）

第4条 規程第3条及び第4条に定める表彰の方法及び時期は、次の表のとおりとする。

対象者	表彰の種類	表彰の時期
下記以外の者	教育委員会表彰	二宮町表彰と同日
第3条第3号①のうち 公的機関以外が主催する 大会において該当する者	教育委員会表彰特別表彰	教育委員会が別に指定する日

（感謝状の授与）

第5条 規程第2条に準ずる下記の者に対し、感謝状を授与するものとする。

- (1) 6年未満の教育委員で、その功績顕著な者
- (2) その他教育長が必要と認める者

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。